

「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」による
「戦没者遺骨収集等における手順書(改訂案)」への反映状況について

資料2

「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の内容	手順書（改訂案）
<p>第2章 第2 収容・鑑定のあり方の見直し (科学的所見への適切な対応)</p>	
<p>(1) 今後の遺骨収容のプロセス</p>	
<p>(収容前のプロセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報に基づき、綿密な調査を行い、必要に応じて専門家の意見も聞くなど、科学的・専門的な知見も踏まえ調査結果を確実に分析した上で、現地政府等と協議し、遺骨収容場所を決定する。 ・ 遺骨収集団員に対する収容方法等の事前の説明についても徹底する。 	<p>P 2</p> <p>2 現地調査等における遺骨収容場所の決定</p> <p>(1) 現地調査派遣団は、厚生労働省が保管する埋葬地資料、海外公文書館の資料等や、現地での証言等の手掛かり情報に基づき、遺骨収容場所の調査を行う。</p> <p>現地調査においては、戦史や部隊記録などから見た埋葬場所等の妥当性、複数の証言がある場合に様々な資料と照らし合わせた証言の妥当性、現地政府等の見解、遺骨鑑定人の意見など、実施した調査結果を記録として残し、報告書を提出する。</p> <p>厚生労働省は、必要に応じて専門家の意見も聞くなど、科学的・専門的な知見も踏まえ調査結果を分析した上で遺骨収容場所を決定する。</p> <p>P 4</p> <p>3 遺骨収集作業前準備</p> <p>(4) 遺骨収集派遣団員に対する事前の説明</p> <p>遺骨収集派遣団は日本を出発前に、派遣団員に実施要領の送付、事前に説明する機会を設けるなどして、収容方法や遺骨収集の流れについて説明を行う。</p> <p>4 埋葬地等における遺骨収容作業</p> <p>(1) 収容位置の確認及び目標杭等の設置は次によること。</p> <p>イ 派遣団長等は収容作業開始時には、現地作業員を含めた派遣団へ作業手順等の説明を行う。</p>

「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の内容

(現地での収容作業)

- ・ 埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報、さらには埋葬の状況、遺留品等の状況等を踏まえ、日本人の遺骨である蓋然性について総合的に判断し、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する。（これまでと異なり、科学的鑑定を終えるまでは焼骨を行わない。）遺留品等から現地住民等と判定できる場合には、遺骨は日本に持ち帰らない。

※ 歯、四肢骨及び側頭骨の錐体部（以下「検体採取部位」という。）が無い場合は、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位か判断できるものから判断して遺骨を検体として持ち帰る。

手順書（改訂案）

P 6

6 埋葬地等における遺骨の鑑定

(1) 遺骨の鑑定

ウ 派遣団長等は、現地鑑定人の意見も踏まえつつ、日本側の遺骨鑑定人と協議の上、埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報、さらには埋葬の状況、遺留品等の状況等を踏まえ、日本人の遺骨である蓋然性について総合的に判断する。

- ・ 上記の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定した場合には、DNA鑑定用の検体を採取して持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する。（「7 DNA鑑定のための検体の採取」参照。）

- ・ 形質の鑑定やその他の状況（遺留品等）から現地住民等や交戦国の兵士等の遺骨と判定した場合は、遺骨は日本に持ち帰らない。

P8～P10

7 DNA鑑定のための検体の採取

(1) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

ア 「個性あり」と区分された遺骨

(ア) 採取する遺骨の部位（以下「検体採取部位」という。）

は、歯に加え、四肢骨または側頭骨錐体部（頭蓋骨）のいずれかとする。

(略)

(イ) 上記（ア）の検体採取部位がない場合

日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）

※ どの部位か判断できるものの中から日本側の遺骨鑑定人が判断する。

(注) P 9～P10の「7 (1) イ「個性なし」と区分された遺骨」、「(2) 南方等旧戦闘地域」に同趣旨の記載あり。

「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の内容

- ・ 現地での保管の際は、遺骨の尊厳を保つことが可能な、安全で環境のよい場所で保管する。

(送還プロセス)

- ・ 遺骨の形質の鑑定や遺留品等により日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された場合に検体のみを送還する。
- ・ 検体部位の決定は遺骨鑑定人が行うこととし、以下の部位を検体とする。 (略)

手順書 (改訂案)

P 3

3 遺骨収集作業前準備

(3) 遺骨の保管場所の確保

今般の遺骨収集事業の見直しにより、採取した検体について所属集団判定のためのDNA鑑定の結果が示されるまでの期間、遺骨は現地において安全に保管する必要がある。

ア 厚生労働省は外務省とも協議の上、遺骨収集の実施地域毎に在外公館での遺骨の保管が適当であるか検討し、適当である場合には、在外公館での遺骨の保管を依頼する。

イ 遺骨収集の実施地域が在外公館の所在地から遠隔地である場合など、在外公館での保管が適当でない場合には、厚生労働省は、在外公館を通じて相手国政府等に対し、遺骨の保管場所の確保について協力を依頼する。

ウ 上記イの場合には、推進協会 (又は厚生労働省) は在外公館と協力して、現地調査等において遺骨の保管場所を確保すること。その際は、保管期間が複数年に亘る可能性や盗難を受ける危険性も考慮すること。

P 8

7 DNA鑑定のための検体の採取

「6 埋葬地等における遺骨の鑑定」の手順において、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されたものは、以下の部位を検体として採取し、日本に持ち帰ることとする。検体部位の決定、採取は日本側の遺骨鑑定人が行う。

(略)

「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の内容	手順書（改訂案）
<ul style="list-style-type: none"> 日本でのDNA鑑定等による所属集団の判定により日本人の遺骨であると判定された遺骨については、現地焼骨の上、日本へ送還する。 	<p>P 13</p> <p>1 2 遺骨の送還及び焼骨</p> <p>(1) 日本での所属集団判定のためのDNA鑑定等の結果、日本人の遺骨であると判定された遺骨については、現地で焼骨の上、日本へ送還する。</p> <p>派遣団長等は、検体送還時の整理番号と、現地に保管している遺骨の整理番号を照合し、日本人の遺骨であると判定された遺骨以外の遺骨を焼骨することのないよう、確実に区分すること。</p> <p>なお、派遣団長等は、日本人の遺骨であると判定された遺骨以外の遺骨は、現地関係機関と協議し、再埋葬等を確実に行うこと。</p>
<p>(2) 今後の遺骨鑑定のプロセス</p>	
<p>(個性のない破片状の遺骨の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺留品等の状況から日本人の蓋然性は高いが、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNAの抽出ができないため、遺族の心情を踏まえて、現地で焼骨する。 どの程度の状態の遺骨を鑑定するかについては、今後、DNAの抽出状況を踏まえて見直していくことも検討していく。 	<p>P 8</p> <p>6 埋葬地等における遺骨の鑑定</p> <p>(4) 派遣団長等が日本側の遺骨鑑定人と協議の上、遺留品等の状況から、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判断した遺骨であるが、日本側の遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNAの抽出に適した検体の採取ができないため、現地で焼骨する対象とする。</p> <p>その際における収容の記録、焼骨の時期等については、「個性なし」の遺骨として取り扱い、「8 収容遺骨の記録(6)」及び「1 2 遺骨の送還及び焼骨(4)」を参照すること。</p> <p>(注) P14の1 2 (4)に同趣旨の記載あり。</p> <p>P 10</p> <p>7 DNA鑑定のための検体の採取</p> <p>(4) 厚生労働省は、今後の検体採取部位の判断に資するため、DNA抽出の結果(可否)について、当該検体の採取に従事した日本側の遺骨鑑定人に対し情報を共有する。</p>

戦没者遺骨収集等における手順書（改訂案）

先の大戦により海外（沖縄、硫黄島を含む）で死亡した我が国の戦没者は約240万人に及ぶが、これらの戦没者の遺骨のうち収容又は本邦に送還されたものは、約128万柱にとどまっている。

いまだ異郷の地に約112万柱の戦没者遺骨が残されているが、戦没者の遺族の心情に鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、戦没者の遺骨収集を推進する必要がある。

戦後70年余を経て戦没者の遺族が高齢化する中、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは国の重要な責務である。

今般、遺骨収集事業において、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年にわたり適切な対応が行われてこなかったことについて、深く反省するとともに、二度と繰り返さないという強い信念の下、遺骨収集の方法等の改善に努め、事業実施体制を抜本的に見直した（注）。

戦没者の遺骨収集に従事する者は、戦没者の遺族の心情を第一に考えるとともに、専門的な知見を踏まえ日本人戦没者の遺骨の収集を行うことが重要であり、戦没者の遺骨の尊厳をお守りした上で、使命感を持ち全力で取り組むものとする。

また、遺骨収集に従事する期間を通じ、気を緩めることなく、従事者全員が協力し合い、目的を達成できるよう努め、遺骨収集事業を安全に遂行できるよう心がけなければならない。

（注）今回の見直しにより、遺骨収集に当たっては、①現地住民や交戦国の兵士等の遺骨の可能性を常に考慮し、現地において、日本人の遺骨である蓋然性を慎重に判定し、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体のみを持ち帰ること。②持ち帰った検体によりDNA鑑定等を行い、専門家による総合的判断の結果、日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨の上、日本に送還すること。③送還した遺骨は遺骨の身元特定に努め、関係遺族に身元の判明した遺骨を伝達すること等とするものである。

1 手順書の遵守

- (1) 遺骨収集派遣団員は、派遣前に毎回、本手順書を確認することとし、派遣期間中はもとより、派遣前及び派遣後において準備・報告等遺骨収集事業に従事する際は、本手順書に従い行動すること。
- (2) 但し、既に収集相手国との間で、協定や覚書等により当該相手国の地域における遺骨収集の方法について特別な定めがある場合、当該特別な定めに従って遺骨収集を行う必要がある。このような特別な定めがある場合、厚生労働省は、協定や覚書等の解釈の範囲内で本手順書の取扱いに即した手順とすることを検討し、必要な場合には、当該特別な定めの見直しのために相手国との間で協議を行うことも含め、できる限り本手順書に沿った対応ができるよう調整を行う。
- (3) 個別の派遣において、地域の特殊事情等により本手順書によりがたい事態が生じた場合は、遺骨収集派遣団長の判断で適切な代替措置を講じることができる。代替措置を講じた場合、派遣団長は措置の内容及び措置を講じた理由等につき、帰国後速やかに厚生労働省に報告すること。(厚生労働省は報告を受け、代替措置が適切であったか確認を行う。) 派遣団長は、判断に迷う事態が生じた場合、速やかに日本戦没者遺骨収集推進協会(以下「推進協会」という。)事務局(又は厚生労働省)へ連絡すること。
なお、連絡を受けた推進協会事務局は厚生労働省と協議して対応を決定し、派遣団長に対し指示を行うこと。派遣団長が厚生労働省職員である場合は、厚生労働省に連絡し、指示を受ける。
- (4) 遺骨収集派遣団に同行する厚生労働省の指導監督職員は、作業全体の監督を行い、本手順書に沿った対応がなされているか適切に把握し、派遣団長に対し、必要な助言・指導等を行う。

2 現地調査等における遺骨収容場所の決定

- (1) 現地調査派遣団は、厚生労働省が保管する埋葬地資料、海外公文書館の資料等や、現地での証言等の手掛かり情報に基づき、遺骨収容場所の調査を行う。
現地調査においては、戦史や部隊記録などから見た埋葬場所等の妥当性、複数の証言がある場合に様々な資料と照らし合わせた証言の妥当性、現地政府等の見解、遺骨鑑定人の意見など、実施した調査結果を記録として残し、報告書を提出する。
厚生労働省は、必要に応じて専門家の意見も聞くなど、科学的・専門的な知見も踏まえ調査結果を分析した上で遺骨収容場所を決定する。
- (2) 遺骨の鑑定(「6 埋葬地等における遺骨の鑑定」参照。)は、日本側の遺骨鑑定人(人類学者、法医学者、考古学者等の学識者。以下同じ。)が同行する現地調査、遺骨収集において最終的な判断を行う。日本側の遺骨鑑定人が同行しない現地調査において現地鑑定人が遺骨の鑑定を行う場合には、派遣団長等(分派する場合の班長を含む。以下同じ。)は戦没者以外の人骨(現地の人々の遺骨など)や獣骨も含め調査の対象とした遺骨等につ

いて、記録写真や埋めた場所等の記録を残し、その後に行われる日本側の遺骨鑑定人の鑑定に備える。

なお、現地調査の後に同地域への派遣が予定されない場合などは、帰国後国内で日本側の遺骨鑑定人が記録写真や埋めた場所等の記録の確認を行う。

- (3) 遺骨収集には、原則日本側の遺骨鑑定人が同行するが、現地調査においても、厚生労働省又は推進協会が日本側の遺骨鑑定人の同行が必要と判断する場合には、厚生労働省と推進協会は協力し可能な限り日本側の遺骨鑑定人が同行できるよう調整する。現地調査において日本側の遺骨鑑定人が鑑定した遺骨であって、厚生労働省に遺骨鑑定書が提出されているものについては、遺骨収集時には鑑定を要しないこととする。

3 遺骨収集作業前準備

(1) 土地使用許可・掘削手続等

ア 地権者の了解等

相手国政府等の許可は、事前に厚生労働省で取得するが、地権者の了解は現地で取得する場合もある。そのような場合は、派遣団長等が私有地、公有地の如何に関わらず事前に了解を取得すること。

なお、作業期間に係る土地使用料を要求された場合は、現地の物価や過去の事例との均衡等を考慮し価格を決定すること。

イ 掘削手続

国、地域によっては、掘削するにあたり事前に相手国政府等の許可が必要な場合がある。私有地、公有地の如何に関わらず事前に了解を取得することを原則とする。

(2) 作業員の雇上げ、重機の手配

ア 作業員の雇上げ

現地作業員を監督する者を必ず1名確保する。

遺骨収集の作業量を勘案し、必要な作業員の員数を決定する。

イ 作業員や重機の手配等

必要な作業員や発掘道具、重機等を旅行代理店等へ依頼する。

なお、この際には、複数の業者から見積もりを取るなど適正な経費執行に努める。また、現地行政府に依頼する場合は単価交渉に努めること。

(3) 遺骨の保管場所の確保

今般の遺骨収集事業の見直しにより、採取した検体について所属集団判定のためのDNA鑑定の結果が示されるまでの期間、遺骨は現地において安全に保管する必要がある。

ア 厚生労働省は外務省とも協議の上、遺骨収集の実施地域毎に在外公館での遺骨の保管が適当であるか検討し、適当である場合には、在外公館での遺骨の保管を依頼する。

イ 遺骨収集の実施地域が在外公館の所在地から遠隔地である場合など、在外公館での保管が適当でない場合には、厚生労働省は、在外公館を

通じて相手国政府等に対し、遺骨の保管場所の確保について協力を依頼する。

ウ 上記イの場合には、推進協会（又は厚生労働省）は在外公館と協力して、現地調査等において遺骨の保管場所を確保すること。その際は、保管期間が複数年に亘る可能性や盗難を受ける危険性も考慮すること。

(4) 遺骨収集派遣団員に対する事前の説明

遺骨収集派遣団は日本を出発前に、派遣団員に実施要領の送付、事前に説明する機会を設けるなどして、収容方法や遺骨収集の流れについて説明を行う。

(5) 現地関係機関への事前説明

厚生労働省においては、所属集団判定のためのDNA鑑定等の対応について、事前に相手国政府等の同意を得るものであるが、遺骨収集派遣団は、現地関係機関に対しても、以下の点について事前に説明する。

- ・ 遺骨収集を実施するに当たっては、現地の鑑定人（相手国の遺骨鑑定人等。以下同じ。）及び日本側の遺骨鑑定人による形質の鑑定等により、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された場合に、遺骨の一部を未焼骨のまま検体として持ち帰り、日本人であるかに着目した所属集団判定のためのDNA鑑定等を行うこと。
- ・ 検体以外の部位は現地の保管場所で保管するが、遺骨の尊厳を保つことが可能な安全で環境の良い場所である遺骨収集実施地域の公的機関での保管が望ましいと考えており、盗難を防ぐことや保管期間が複数年にわたる可能性も考慮し、可能な限り現地関係機関の協力を得たいこと。（在外公館で保管する場合にはその旨伝える。）
- ・ 日本での所属集団判定のためのDNA鑑定等の結果、日本人の遺骨であると判定された遺骨については、相手国政府等にその結果を報告し、日本への遺骨の送還について協議の上、必要な許可を得て、現地で焼骨の上、日本に送還すること。
- ・ 日本における所属集団判定のためのDNA鑑定等の結果、日本人の遺骨であると判定された遺骨以外の遺骨は、検体の返還や現地で未焼骨のまま保管している遺骨の再埋葬等の対応について、現地関係機関と改めて協議すること。

4 埋葬地等における遺骨収容作業

(1) 収容位置の確認及び目標杭等の設置は次によること。

ア 2(1)の現地調査等において遺骨収容場所を決定した資料等をもとに、埋葬位置（遺骨発見場所）を確認し、埋葬位置には目標となる杭等を設置するなど、埋葬位置図等の作成のための測量（距離計測）を行う。

イ 派遣団長等は収容作業開始時には、現地作業員を含めた派遣団へ作業手順等の説明を行う。

※ 現地作業員への説明は「5(2) 現地作業員とのコミュニケーション」参照。

- (2) 掘削にあたっては、試掘トレンチ（発掘場所において、地下の様子を確かめるためにうがつ細長い試掘溝）を設定するなど、可能な限り考古学的方法を参考に行うこと。また、埋葬地等の周囲の状況や埋葬状況等について必ず写真撮影を行うなど、日本人の埋葬地である判断の根拠となる情報を正確に残しながら収容作業を行うこと。
- (3) 試掘トレンチの設定や表土を掘削するために重機を使用する場合は、重機オペレータに指示する者を1名配置し、他の作業員を重機稼働範囲外で待機させるなど安全対策を図る。
なお、重機のバケットで遺骨を傷つけないよう十分注意すること。
- (4) 試掘トレンチの設定後や表土の掘削後は、遺骨の目視確認ができるよう丁寧に土砂を掘り進め、遺骨が目視確認できた段階で、日本側の遺骨鑑定人に報告し、埋葬位置や深さなど、埋葬状況を記録のうえ、日本側の遺骨鑑定人の確認を得たのち収容すること。
※ 「6 埋葬地等における遺骨の鑑定」、
「7 DNA鑑定のための検体の採取」、
「8 収容遺骨の記録」、
「9 遺留品の取扱い」
参照。
- (5) 収容作業中、すでに収容した遺骨は、作業現場付近の派遣団員の目の届く範囲に仮安置し、現地作業員を含む派遣団全員へ保管場所を告知し、遺骨の保全に努めること。この際、遺骨番号の取違いや振り忘れなどが無いよう、特に注意すること。
※ 「10 遺骨及び検体の安全管理（2）」参照。
- (6) 収容作業が終了（概了）した収容箇所は、地表等に未収容の遺骨がないこと、及び埋葬状況を記録していることを確認のうえ、原状回復（整地作業）を行うこと。また、原状回復（整地作業）後はその状態を写真で記録（※）するとともに、可能な限り地権者に立会いを求め、原状回復が終了したことを双方で確認すること。
※ 立会人が原状復帰位置を指している写真を残しておくことが望ましい。

5 派遣団内の意思疎通

(1) 認識の共有

派遣期間中は、日々のミーティングで情報共有及び意思疎通を図るものであるが、特に現地で問題が発生した場合などについては、派遣団長等はミーティングにおいて事実関係、判断経緯を説明し、派遣団内の情報共有、団員相互の意思疎通を図り、派遣団内で認識を共有できるよう努めること。

(2) 現地作業員とのコミュニケーション

ア 派遣団長等は、現地作業員に対し、長年にわたり遺骨の帰還を待つ遺族の心情や遺骨に対する思いを説明し、遺骨収集事業の重要性を理解してもらえよう努め、信頼関係を構築すること。

イ 派遣団長等は、現地作業員に対し、作業初日に遺骨収集作業の心構え

- や作業手順、作業上の留意事項について説明を行うこと。
- ウ 派遣団長等は毎日作業開始前に朝礼（分派する場合には班ごとに実施）により現地作業員を含めた派遣団全員に作業上の留意事項を周知し、収容した遺骨の尊厳及び検体の保全に係る留意事項の伝達を徹底すること。
- エ その際は、口頭のみならず、遺骨の尊厳及び検体の保全に係る留意事項を記載（絵又は写真及び注意書き）したものを配布し、全ての作業員にわかりやすく説明し徹底させること。

6 埋葬地等における遺骨の鑑定

(1) 遺骨の鑑定

ア 埋葬地等における遺骨の形質の鑑定は、現地及び日本側の遺骨鑑定人が行う。

イ 日本側の遺骨鑑定人は、

- ・ 収容された遺骨の人獣鑑別（人骨か、獣骨か）の判断を行う。
- ・ 人骨と判断されれば、一体のものか、それとも複数体混ざっているかの判断を行う。
- ・ 一体であれば、収容されている骨の部位を明らかにする。複数体であれば、同様に骨の部位や特徴等により柱数（人数）の判定を試みる。
- ・ 分けられた個々人の形質から、年齢や性別、所属集団（ヨーロッパ系、アジア系、アフリカ系）に関する情報を得る。
- ・ 派遣期間中にあるは、派遣団員の求めに応じ、鑑定の経緯、鑑定結果を説明する。

ウ 派遣団長等は、現地鑑定人の意見も踏まえつつ、日本側の遺骨鑑定人と協議の上、埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報、さらには埋葬の状況、遺留品等の状況等を踏まえ、日本人の遺骨である蓋然性について総合的に判断する。

- ・ 上記の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定した場合には、DNA鑑定用の検体を採取して持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する。（「7 DNA鑑定のための検体の採取」参照。）
- ・ 形質の鑑定やその他の状況（遺留品等）から現地住民等や交戦国の兵士等の遺骨と判定した場合は、遺骨は日本に持ち帰らない。

エ 遺骨鑑定における派遣団長等の業務

(ア) 派遣団長等は、日本側の遺骨鑑定人と鑑定作業手順、役割分担を調整し、派遣団内で共有、理解を図り、日本側の遺骨鑑定人が全ての遺骨を鑑定できるよう鑑定作業を管理する。また、鑑定作業手順、鑑定作業における役割を担う担当者の氏名を記録に残す。

(イ) 派遣団長等は、鑑定後の遺骨について戦没者遺骨とそれ以外を区分した結果を確認する。日本人戦没者以外の人骨や獣骨の取扱いについては、派遣団長等が現地関係機関や住民の代表者と協議のうえ、再埋葬等の取扱いを確実にを行う。

(ウ) 上記の協議結果に基づき日本人戦没者以外の人骨や獣骨を埋め戻す等の前に、派遣団長等は再度日本側の遺骨鑑定人の最終確認を得

ることとし、再埋葬した場所等の状況を写真等で記録する。

- (エ) 派遣団長等は、遺骨の鑑定作業については、他の作業に支障がない限り、希望する団員が鑑定作業に立ち会えるよう、派遣団内の調整を図る。また、再埋葬等の取り扱いを行う場合にも、同様の調整を図る。その際、作業に立ち会う団員は自由に意見を述べながら、鑑定作業や再埋葬作業に関与することができる。

オ 鑑定結果の記録等

日本側の遺骨鑑定人は、人骨（選別した獣骨を含む）鑑定を行った全ての遺骨の鑑定結果と遺骨の写真を遺骨鑑定書に明確に記録する。

- カ 厚生労働省と推進協会は、提出された遺骨鑑定書について相互に提供し、共有する。

(2) 遺骨の収容状況及び個性性の判断

派遣団長等は、日本側の遺骨鑑定人とも協議の上、【遺骨の収容状況】、【遺骨の個性性】について、次により区分する。

ア 【遺骨の収容状況】の区分

収容状況の区分は、次のとおりとする。

(ア) 「個別」と区分する遺骨

- a 完全一個体の状態により単一で収容された遺骨。
(地上、洞窟(壕)、墓地(埋葬地)等の収容場所は問わない。)
- b 完全一個体の状態ではなくても、二個体以上の同一部位（例：右上腕骨が二本）が含まれない状態で収容され、原則、頭蓋骨、四肢骨（両上腕骨又は両大腿骨）、寛骨のいずれかが確認できる遺骨。
(地上、洞窟(壕)、墓地(埋葬地)等の収容場所は問わない。)
- c 完全一個体の状態ではなくても、周囲の状況から個別と判断される遺骨。

(イ) 「集団」と区分する遺骨

上記以外。

イ 【遺骨の個性性】の区分

個性性の区分は、次のとおりとする。

- (ア) 【遺骨の収容状況】にて「個別」と区分された遺骨は、すべての骨が同一個体由来と考え、「個性性あり」とみなすこと。
- (イ) 同じ墓穴から二個体以上が収容されたため、【遺骨の収容状況】の区分は「集団」であるが、埋葬状態等から一個体分ずつ分けられる遺骨は、それぞれの一個体分を「個性性あり」として可能な限り分けて収容すること。
- (ウ) 【遺骨の収容状況】で「集団」と区分した遺骨であり、埋葬状態等から一個体ずつに分かれていない場合であっても、二個体以上の同一部位が混在しない頭蓋骨部分を含めた遺骨で（注）、DNA鑑定のための検体が直接採取できる場合（「7 DNA鑑定のための検体の採取」参照。）に限り、該当部分について「個性性あり」として区分すること。

その他の部分は、「個性性なし」としてまとめて収容すること。そ

の際における収容の記録等については、「8 収容遺骨の記録(6)」及び「12 遺骨の送還及び焼骨(3)」を参照すること。

(注)「集団」の場合で上記(イ)に該当しない場合であって、大腿骨のみなどの場合については「個性あり」と区分しない。

(3) 遺骨の柱数の判定

ア 収容柱数の判定は、日本側の遺骨鑑定人が形質人類学的鑑定(最小個体数)により決定する。

イ 日本側の遺骨鑑定人が同行しない現地調査において、現地の鑑定人が遺骨の柱数を判定した場合でも、最終的な収容柱数の判定は、日本側の遺骨鑑定人が同行する派遣において、日本側の遺骨鑑定人が決定する。

なお、遺骨が前回以前の遺骨収容の取り残しと思われる場合は、柱数に計上しない。

ウ 上記ア、イにより収容柱数に計上されなかった遺骨は、「個性なし」の遺骨として取り扱うものとする。

その際における収容の記録等については、「8 収容遺骨の記録(6)」及び「12 遺骨の送還及び焼骨(3)」を参照すること。

(4) 派遣団長等が日本側の遺骨鑑定人と協議の上、遺留品等の状況から、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判断した遺骨であるが、日本側の遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNAの抽出に適した検体の採取ができないため、現地で焼骨する対象とする。

その際における収容の記録、焼骨の時期等については、「個性なし」の遺骨として取り扱い、「8 収容遺骨の記録(6)」及び「12 遺骨の送還及び焼骨(4)」を参照すること。

7 DNA鑑定のための検体の採取

「6 埋葬地等における遺骨の鑑定」の手順において、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されたものは、以下の部位を検体として採取し、日本に持ち帰ることとする。検体部位の決定、採取は日本側の遺骨鑑定人が行う。

【検体採取部位】

(1) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

ア 「個性あり」と区分された遺骨

(ア) 採取する遺骨の部位(以下「検体採取部位」という。)は、歯に加え、四肢骨または側頭骨錐体部(頭蓋骨)のいずれかとする。(下記の優先順位)

a 歯

全ての植立歯(銀(金)歯などの治療痕がある歯も含む)を採取する。

b 四肢骨または側頭骨錐体部

(a) 四肢骨: 大腿骨などの長くて太い骨(その他、脛骨、上腕骨)を一本程度採取する。

- (b) 側頭骨錐体部：頭蓋骨から錐体の採取が見込める場合は錐体を含む頭蓋骨を持ち帰る（現地で錐体を切り出すことはしない）。
 - ※ 状態の悪いものについては南方に準じて取り扱う。
- (イ) 上記（ア）の検体採取部位がない場合
 - 日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）
 - ※ どの部位か判断できるもののなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。
- イ 「個性なし」と区分された遺骨
 - (ア) 検体採取部位の全て及び最小個体数（同側同部位の遺骨の数など）を判断した部位。
 - ※ 四肢骨は、緻密質が厚い四肢の長管骨（大腿骨、脛骨、上腕骨）であって、外観上、しっかりとした原形をとどめた状態で残っているもの（朽ちていない状態のものが望ましく、脆い状態のものや遺骨の小片は検体には向かない。）のなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。
 - ※ 最小個体数を判断した部位が検体採取部位以外の場合は、最小個体数を勘案して日本側の遺骨鑑定人が判断する。
 - (イ) 上記（ア）の検体採取部位がない場合
 - 日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）及び最小個体数を判断した部位。
 - ※ どの部位か判断できるもののなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。
 - ※ 検体数は、最小個体数を勘案して日本側の遺骨鑑定人が判断する。
- (2) 南方等旧戦闘地域
 - ア 「個性あり」と区分された遺骨
 - (ア) 検体採取部位は歯、四肢骨及び側頭骨錐体部（頭蓋骨）とする。
 - a 歯：全ての植立歯（銀（金）歯などの治療痕がある歯も含む）を採取する。
 - b 四肢骨：大腿骨などの長くて太い骨（その他、脛骨、上腕骨）を一本程度採取する。
 - c 側頭骨錐体部：頭蓋骨から錐体の採取が見込める場合は、錐体を含む頭蓋骨を持ち帰る。（現地で錐体を切り出すことはしない）。
 - (イ) 上記（ア）の検体採取部位がない場合
 - 日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）
 - ※ どの部位か判断できるもののなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。
 - イ 「個性なし」と区分された遺骨
 - (ア) 検体採取部位の全て及び最小個体数（同側同部位の遺骨の数など）を判断した部位
 - ※ 四肢骨は、緻密質が厚い四肢の長管骨（大腿骨、脛骨、上腕骨）であって、外観上、しっかりとした原形をとどめた状態で

残っているもの（朽ちていない状態のものが望ましく、脆い状態のものや遺骨の小片は検体には向かない。）のなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。

※ 最小個体数を判断した部位が検体採取部位以外の場合は、最小個体数を勘案して日本側の遺骨鑑定人が判断する。

(イ) 上記の検体採取部位がない場合

日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）及び最小個体数を判断した部位

※ どの部位か判断できるもののなかから日本側の遺骨鑑定人が判断する。

※ 検体数は、最小個体数を勘案して日本側の遺骨鑑定人が判断する。

(注) 検体とする「歯」は植立歯とし、採取は、顎骨から直接抜去することを基本とする。抜け落ちて土中に散らばっているものは、他人のものが混入している可能性があるため、原則、身元特定のためのDNA鑑定のため採取しない。(遺骨鑑定人により同一人の歯であると断定可能な場合を除く。また、所属集団の判定には用いることができるので、遺骨鑑定人の指示に従うこと。)

(3) 検体を採取する際の留意事項

DNA鑑定等を実施する際に、検体への汚染（コンタミネーション）防止措置として、検体の採取・整理は、次の方法によるものとする。

ア 遺骨のDNAは派遣団の人間によって汚染（コンタミネーション）される可能性があり、発掘時及び検体採取時には留意すべきである。検体を採取する際はマスクを着用すること。また、検体となりうる遺骨は発掘時から素手で直接触れないこと。遺骨に汗や唾液が付着しないよう留意すること。

イ 検体に付着した土砂は除去すること。

ウ 検体保管用の袋は透明のビニール袋（例えば、チャック付ビニール袋等。以下「検体袋」という。）に検体を入れ（カビや細菌によるDNAの断片化を防ぐため、乾燥した状態を保つこと。収納の際によく乾燥させる、ビニールの袋が密閉されないよう留意するなど）、検体整理番号を明記して確認した後、検体保管箱にまとめて納めるものとする。その際、検体袋及び検体保管箱には、遺骨と同一の記載（収容年度・派遣団名・地域名(埋葬地)・整理番号）を付すこと。

(4) 厚生労働省は、今後の検体採取部位の判断に資するため、DNA抽出の結果（可否）について、当該検体の採取に従事した日本側の遺骨鑑定人に対し情報を共有する。

8 収容遺骨の記録

(1) 収容された遺骨については、上記6により日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された後速やかに（収容日当日）、派遣団長等はその収容状況を遺骨整理表(別紙1)に記録すること。

日本側の遺骨鑑定人は、遺骨鑑定記録用紙（別紙２）に記録するとともに、発見状況、全身の保存状況、遺骨の特徴（歯の治療痕等）等を示す写真を残すこと。

- (2) 派遣団長等は、旧ソ連等抑留中死亡者の遺骨収集にあつては、遺骨を収容した埋葬位置ごとに、適宜、番号を付すとともに収容位置が分かるように埋葬位置間の距離の情報を含む埋葬地の平面図を作成すること。
- (3) 派遣団長等は、南方等旧戦闘地域戦没者の遺骨収集にあつては、その遺骨収集派遣地域ごと（例えば行政区画）に遺骨発見地域概見図を作成すること。
- (4) 派遣団長等は、所有者を特定する手掛かりのある遺留品と同時に収容される（戦没者の絞り込みができ、ある程度の氏名が特定できるものを含む）など、特記事項がある遺骨については、その内容を「氏名判明見込遺骨・遺留品調書」（別紙３）に記録するとともに、氏名判明につながる遺骨と遺留品の位置関係や該当部位について写真撮影を行うこと。
- (5) 派遣団長等は、記録及び撮影を終えた遺骨については、個別に、収容年度・派遣団名・地域名（埋葬地）・整理番号を付した遺骨袋に納めること。
- (6) 派遣団長等は、収容柱数として計上しない遺骨については、「個性性なし」の遺骨とし、一つの遺骨袋に納め、収容年度・派遣団名・地域名（埋葬地）とともに「個性性なし」であることを明記すること。

なお、【遺骨の収容状況】を「集団」と区分した遺骨で、二体分以上の同一部位が混在しない頭蓋骨部分を含めた遺骨で、DNA鑑定のための検体が直接採取できる場合に限り、当該部分について「個性性あり」と区分した部分以外の「個性性なし」の部分については、収容年度・派遣団名・地域名（埋葬地）の他に、「個性性あり」と区分した対応する遺骨と同じ整理番号を付し「集団・個性性なし」と明記すること。

9 遺留品の取扱い

派遣団が収容作業中に発見した戦没者の遺留品については、下記により取り扱うものとする。

- (1) 遺留品は、所有者を特定する手掛かりとなる氏名等が記されているものに限り収容し、持ち帰ることを原則とする。

ただし、「個性性あり」と区分しDNA鑑定用の検体を採取した遺骨とともに収容された遺留品については、DNA鑑定の結果、身元が判明した場合に、遺骨に付随した遺留品として遺族に伝達できる可能性があるため、氏名等が記されていない場合でも持ち帰る。

なお、収容当時既に劣化が進行し、原型を維持できない衣類等は、焼骨の際に遺骨と一緒に焼却する（燃えない材質のものは、派遣団員の心情にも配慮し丁寧に埋め戻すこと）。
- (2) 遺留品を持ち帰る時期については、所有者を特定する手掛かりとなる氏名等が記されているものは、遺留品を発見した派遣時に持ち帰る。「個性性あり」と区分しDNA鑑定用の検体を採取した遺骨とともに収容された氏名等の記されていない遺留品については、DNA鑑定等の結果、

- 日本人と判定され遺骨を送還する際に持ち帰る。
- (3) 遺留品は、個別に遺留品用の布袋（収容年度、地域名（埋葬地名）及び遺留品整理番号を付したもの）に入れること。
 - (4) 遺留品を当該遺留品の所有者であると推定できる遺骨とともに収容した場合は、その遺骨を納めた遺骨袋と同一の整理番号を遺留品整理番号とすること。
 - (5) 遺留品は、それぞれ「氏名判明見込遺骨・遺留品調書」（別紙3）に必要事項（遺骨番号及び主たる遺骨の部位（遺骨に付随した遺留品の場合）、発見場所、収容年月日、遺留品名等）を記入するとともに、写真撮影又は絵図の作成を行うこと。
なお、氏名等が記載されていない遺留品（DNA鑑定用の検体を採取した遺骨に付随する遺留品を除く）を持ち帰った場合は、氏名判明につながる理由を明記すること。
 - (6) 遺留品の持ち帰りについて、相手国政府の了解が得られない場合には、現地において写真撮影を行い、氏名判明見込遺骨・遺留品調書を作成し、国内での調査に供することとする。
 - (7) 硫黄島戦没者の遺骨収容にあつては、厚生労働省の常駐職員又は掘削立会派遣団が遺留品を受領又は発見し、収容した場合についても、本要領に基づき実施すること。
- (参考) 持ち帰る遺留品は、例えば以下に挙げるような戦没者が生前使用していたと思われる物品とする。
- ・ 印鑑、万年筆、御守、日記、手紙、写真、軍隊手帳、教本、名札、認識票等
- (注) なお、各種法令によって日本への持込が制限されている物品（武器・弾薬類や検疫上の問題が生じるおそれがあると判断されるもの等）については持ち帰らない。

10 遺骨及び検体の安全管理

(1) 突合作業

遺骨を収容した場合及び収容した遺骨から検体を採取する場合は、原則、収容現場で収容日当日のうちに遺骨整理表（別紙1）、遺骨鑑定記録用紙（別紙2）に記入し、派遣団長等は遺骨と検体が記録した表と合致しているかの突合作業を行うこと。収容日当日に突合作業が完了しない場合でも、派遣団長等は、収容日翌日から収容期間の作業終了日までの間に突合作業を確実に行うこと。

(2) 収容作業中（昼）

収容した遺骨及び検体は、大切なものである旨の注意書（現地の言語など複数言語）を記載した立て看板や、当該注意書を付記した袋などにより、適切に保管する。

原則として、派遣団長・派遣団員を遺骨及び検体の管理者として定め、収集団員の目の届く範囲に置きしっかり見張ることとする。ただし、や

むを得ない場合は、派遣団長等判断で現地作業員を管理者として任命することも可能とする。

(3) 収容作業中（夜）、収容作業終了日以降

遺骨は、収容期間中の一時的な保管場所として遺骨保管用コンテナ等の施設可能な場所（必要に応じ夜間警備員を配置するなどの方法で万全を期すこと）又は宿泊施設において、大切なものである旨の注意書（現地の言語など複数言語）を記載した立て看板を立てるなどの方法により散逸防止に努め、適切に保管すること。また、検体についても、検体保管箱に納め丁寧に扱い、遺骨と同様の方法で適切に保管すること。

この際、例えば、棚を設けて白布を敷いた上に遺骨袋を置くなどにより丁寧に保管すること。

(4) 遺骨の現地保管

収容作業終了後、現地に保管する遺骨については、所属集団判定のためのDNA鑑定等の結果が出るまでの間、あらかじめ定めた現地の保管場所に保管すること。

1.1 検体の送還

(1) 輸送用遺骨箱に検体保管箱を納めること。輸送用遺骨箱には、それ以外の物品等（遺留品を含む）を入れないこと。

なお、大腿骨など検体保管箱に納まらない大きさの検体は、検体保管箱に納めずに直接輸送用遺骨箱に納めても良い。輸送用遺骨箱には、収容年度・派遣団名を付し、輸送用遺骨箱の総数のうち、どの箱かわかるよう明記すること。（1/3、2/3、3/3等）

(2) 輸送に当たっては、現地政府の衛生・検疫担当部局より衛生上問題ない旨の証明書の発行等必要な証明書の発行を求めること。

空港等においては、輸送用遺骨箱が開封されることのないよう空港等の係官へ説明し、理解を得るよう努めること。

(3) 検体は、原則として派遣団が捧持するものとする。ただし、現地側の事情等やむを得ない理由により、派遣団が検体を捧持することができない場合は、捧持できない理由を厚生労働省に連絡し、現地関係機関に一時的な保管を依頼すること。

(4) 派遣団は帰国後、検体及び遺留品を厚生労働省へ引き渡すこと。

なお、引き渡した検体及び遺留品については、厚生労働省担当者（鑑定担当者）、指導監督職員及び派遣団関係者が立ち会いのもと、検体及び遺留品、「遺骨整理表」、「氏名判明見込遺骨・遺留品調書」の確認を行う。

(5) 硫黄島から送還する検体にあつては、原則、年度最後の派遣団が、当該年度内に収容した遺骨（未焼骨）と検体の全てを捧持し帰還する。

1.2 遺骨の送還及び焼骨

(1) 日本での所属集団判定のためのDNA鑑定等の結果、日本人の遺骨であると判定された遺骨については、現地で焼骨の上、日本へ送還する。

派遣団長等は、検体送還時の整理番号と、現地に保管している遺骨の

整理番号を照合し、日本人の遺骨であると判定された遺骨以外の遺骨を焼骨することのないよう、確実に区分すること。

なお、派遣団長等は、日本人の遺骨であると判定された遺骨以外の遺骨は、現地関係機関と協議し、再埋葬等を確実にすること。

- (2) 日本人の遺骨であると判定された遺骨のうち「個性性あり」と区分された遺骨は、他の遺骨の混入を防止するため十分な間隔をおいて、一体ずつ焼骨すること。
- (3) 日本人の遺骨であると判定された遺骨のうち「個性性なし」と区分された遺骨は、【遺骨の収容状況】により、できる限り分けられる最小限度の区分（折り重なった数体ごと→埋葬地の墓穴ごと→埋葬地ごと→地域ごとの順）で、まとめて焼骨すること。
- (4) 遺留品等の状況から日本人の蓋然性は高いが、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNAの抽出ができないため、上記（3）の「個性性なし」と区分された遺骨として、現地で焼骨することとする。このような個性性のない破片状の遺骨は、原則、日本人の遺骨であると鑑定された遺骨を焼骨する際に併せて焼骨する。
- (5) 焼骨後、個別に、収容年度・派遣団名・地域名（埋葬地）・整理番号を付した新たな遺骨袋に入れ、遺骨箱に納めること。遺骨箱にも、遺骨袋と同様に収容年度・派遣団名・地域名（埋葬地）・整理番号を付すこととする。遺骨箱には必要に応じて複数の遺骨袋を納めて差し支えないが、納箱した遺骨の整理番号は全て列記すること。
なお、複数の遺骨袋を遺骨箱に納める際は、遺骨の尊厳を損なうことのないよう積み重ねたりせずに丁寧に納箱すること。
- (6) 輸送用遺骨箱に遺骨箱を4箱納めること。それ以外の物品等（遺留品を含む）を入れないこと。
輸送用遺骨箱には、収容年度・派遣団名を付し、輸送用の遺骨箱の総数のうち、どの箱かわかるよう明記すること。（1／3、2／3、3／3等）
- (7) 海外から送還する遺骨にあつては、在外公館等から日本人戦没者の遺骨である旨の証明書の発行を受けるとともに、現地政府の衛生・検疫担当部局より衛生上問題ない旨の証明書の発行も併せて求めること。
空港等においては、輸送用遺骨箱が開封されることのないよう空港等の係官へ説明し、理解を得るよう努めること。
- (8) 遺骨は、原則として派遣団が捧持するものとする。
ただし、現地側の事情等やむを得ない理由により、派遣団が遺骨を捧持することができない場合は、捧持できない理由を厚生労働省に連絡し、現地関係機関に当該遺骨の一時的な保管を依頼すること。
- (9) 派遣団は帰国後、収容した遺骨及び遺留品を厚生労働省へ引き渡すこと。

なお、引き渡した遺骨及び遺留品については、厚生労働省担当者（鑑定担当者）、指導監督職員及び派遣団関係者が立ち会いのもと、遺骨及び

- 遺留品、「遺骨整理表」、「氏名判明見込遺骨・遺留品調書」の確認を行う。
- (10) 硫黄島から送還する遺骨にあっては、原則、年度最後の派遣団が、当該年度内に収容した遺骨（未焼骨）と検体の全てを捧持し帰還する。
- ※ 硫黄島においては、焼骨は実施できない。

1.3 その他

(1) 遺骨の対価に関する取扱い

現地住民等が、戦没者の遺骨を派遣団へ持参し、当該遺骨の対価を求められた場合は、対価支払いの要求には決して応じないこと。

(2) 危機管理

ア 緊急連絡体制の確保及び迅速な連絡

- ・ 緊急連絡手段の候補を事前に調査し、2つ以上の連絡手段を確保しておくこと。緊急連絡手段の例として、日本から持参する海外渡航用携帯電話、ホテル備え付けの固定電話、ホテル備え付けの Wi-Fi によるメール、現地の住民が使用している携帯電話、衛星電話等がある。
- ・ 遺骨や検体の尊厳を損なう事案、病気ケガ、金銭盗難、不慮の事故、事件等の事案が生じた場合、派遣団長又は団員は、即時に、厚生労働省の担当補佐等の担当ライン（以下「厚生労働省担当ライン」という。）及び推進協会事務局に、当該事案の概要を報告する。その際は、概要の報告を最優先し、対応案の検討までは報告不要とする。
- ・ 通信手段が即時に確保できない又は即時に連絡できない場合は、通信可能な状態になり次第、速やかに厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局に連絡すること。
- ・ 当該事案の連絡を受けた厚生労働省担当ラインは、速やかに事業課長及び事業推進室長（推進協会事務局は事務局長）に、当該事案の概要を報告すること。その際は、概要の報告のみを必要とし、対応案までは報告不要とする。
- ・ 当該事案のうち遺骨や検体の尊厳を損なう事案が生じた場合には、厚生労働省担当ラインは、当日中に遺骨収集事業統括チームに報告した上で、社会・援護局長まで報告する。また、その後速やかに省内幹部に報告の上、適切に対応すること。病気ケガ、金銭盗難、不慮の事故、事件等の事案についても、その程度に応じ当日中に社会・援護局長まで報告し、適切に対応すること。

イ 派遣団員にかかる事案

派遣団員の病気ケガ、金銭盗難、不慮の事故、事件等により生じる生命、健康の安全を脅かす事態などに対しては、以下のとおり対応すること。

(ア) 基本的な対応

a 事態・状況を正確に把握

- ・ 本人自身の肉体的・精神的な状態を的確に把握。(症状、程度)
- ・ 体調が悪いと認められる者は宿舎で休息を取らせるなどし、

作業には参加させない。

- ・ 本人がどのような状況の下におかれているかを把握。(被拘束の場合は、拘束の場所、理由など)
- ・ 現地関係機関等からも情報収集する。
- b 必要な応急措置を講じる。
 - ・ 派遣団員の無事帰国を最優先して対応する。
 - ・ 事故等の場合は、内容・程度により遺骨収集を一旦中止する。
- c 派遣団内で事態に対する認識を共有
派遣団内の動揺を沈静化するために、確認した情報は派遣団員に周知し共有する。
- d 厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局への一報
以下の場合は、緊急の対応措置を講じた後、速やかに、一報し、その後は、事態の推移を見守りながら、適宜連絡を取りつつ対応する。
 - ・ 死亡者又は重症の傷病者が発生した場合
 - ・ 派遣団員を至急日本へ帰国させる必要が生じた場合
 - ・ 派遣団が予定どおり行動することが困難な事態が発生した場合
 - ・ 派遣団長が厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局に連絡する必要があると判断した場合

※ 連絡内容の例

- ・ 本人の状態と見通し(症状、意識状況、収容先の環境など)
- ・ 措置結果の現状と見通し(入院先の状況、加療見通しなど)
- ・ 現地の連絡先(施設名、所在地、電話番号、氏名など)
- ・ 厚生労働省等に要望する措置

(イ) 事故等の内容と対応

事故等が発生した場合、派遣団はそれぞれ次の措置を緊急に講じ、即時に厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局へ一報する。

- a 死亡
 - ・ 地元の関係機関に連絡し、事後の措置について協議する。
 - ・ 事後の予定は、全て中止する。
- b 発病・負傷者(重症と思われる場合、原因不明の症状の場合)
 - ・ 医療機関に連絡のうえ、診察・検査を受ける。
なお、容態の急変に備え、発病・負傷者は決して一人にしないこと。
- c 派遣団員の行方不明
 - ・ 他の派遣団員等から、当該団員の行方不明となるまでの行動経過を把握する。
 - ・ 事故や事件に巻き込まれている可能性が大きい場合、また不自然に予定時刻に遅れている場合は、厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局へ一報する。
 - ・ 併せて、現地関係機関に協力を求め情報収集を行う。

- d 被拘束
 - ・ 拘束の理由、拘束解除の条件・見通しについての現地官憲の意見を聞き、速やかに厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局へ一報する。
 - ・ 派遣団は、当該被拘束者が解放されるまで現地に留まることを原則とし、滞在等に必要な手配を行う。
- e 旅券紛失
 - ・ 発見できない場合は、速やかに厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局へ連絡する。
 - ・ 現地の警察署に紛失届を提出するとともに、所轄の在外公館に連絡する。
※ 旅券紛失に備え、予備の写真を携行することが望ましい。
- f 盗難等
 - ・ 現金、貴重品等は、各自が、常に細心の注意を払って管理する。
 - ・ 万が一、盗難に遭った場合は、直ちにその事実を派遣団長に報告するよう派遣団員に徹底する。
 - ・ 派遣団長は、速やかに現地受入機関に連絡するなど必要な対策を要請するとともに、必要に応じて現地の警察署に通報する。
 - ・ さらに、派遣団長は、全団員に事実経過を説明し、事件の再発防止のために注意喚起する。
- ウ 遺骨・検体にかかる事案
 - ・ 遺骨及び検体の安全管理については、上記10で記載しているが、帰国途中においても、常に施錠できる部屋等で保管する。また、移動中は派遣団長が常に目の届く範囲で管理する。
 - ・ 万一、盗難、紛失等があった場合は、事案の生じた事実経過を正確に把握し速やかに厚生労働省担当ライン及び推進協会事務局へ一報し、対応を協議する。

遺骨整理表

令和〇年度（派遣団名）

No.	収容日	収容場所	遺骨整理番号 ※ 現地保管の遺骨整理番号を記載する。	遺骨袋数	柱数	個別／ 集団	個性	発見 深度	氏名判明見込み 遺留品 ※ 遺骨・遺留品調書 を作成する。	検体			備考
										検体整理番号 (注1)	検体の部位	数	
1	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-1	1	1	個別	あり		印鑑	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-1-①	歯10	1	
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-1-②	大腿骨	1	
2	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-2	1	1	個別	あり		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-2-①	大腿骨	1	その他遺留品〇あり。
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-2-②	錐体	1	
3	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-3	現地保管なし	1	個別	あり		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-3	大腿骨	1	全て検体として送還
3	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団1	2	3	集団	なし		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団1-①	大腿骨	1	
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団1-②	大腿骨	1	
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団1-③	大腿骨	1	
4	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2	2	3	集団	なし		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-①	大腿骨	1	
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-②	大腿骨	1	
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-③	大腿骨	1	
			R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-個1	1			あり		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-個1-①	歯10	1	頭蓋骨と関連する大腿骨あり
										R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-個1-②	大腿骨	1	頭蓋骨と関連する大腿骨あり
			R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-個2	現地保管なし			あり		なし	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-集団2-個2	錐体2	1	頭蓋骨を検体として全て送還
5	〇月〇日	ロシア〇〇埋葬地	R02-ハバロ-〇〇埋葬地-個性なし	1	—	集団	なし		なし	検体なし			破片状の遺骨又は柱数に計上しない遺骨

(別紙1)

(注1) 検体整理番号は検体を入れた袋単位で現地保管の遺骨と同じ整理番号を付すこととし、一つの遺骨整理番号に対し、検体袋が複数になる場合は、遺骨整理番号に枝番を付して検体整理番号とする。歯・錐体と四肢骨は別袋とし、四肢骨は1つの検体袋に1つの検体を入れ、検体整理番号を付す。

(注2) 遺骨送還時の焼骨後の遺骨整理番号も同じ番号を付す。

遺骨鑑定記録用紙
Human Remain Diagnosing Sheet

Recovering of the Remains of Japanese War Dead
Ministry of Health, Labour and Welfare

調査票番号 ID: _____
収集地点 Site: 和 _____
en _____

鑑定者 Analyzer: _____
鑑定日 Date: _____
記録者 Recorder: _____

欠番 獣骨のみ

埋葬状態 Burial condition

個別葬 混合葬 表採 受領・保管
_____ → …… …… → 仰臥伸展 屈葬 不定

保存状態 Preservation

-△-× 風化 焼 鉱物化 破片 土壌化 摩滅 沈着物

部位 Parts Identified

ほぼ完全 (以下を除く) / 頭蓋 (破片 錐体) 下顎骨
環椎 軸椎 椎骨 仙骨 寛骨 肋骨 胸骨 鎖骨 肩甲骨
上腕骨 尺骨 橈骨 手根骨 中手骨・指骨
大腿骨 膝蓋骨 脛骨 腓骨
距骨 踵骨 足根骨 中足骨・趾骨
四肢骨片 分類不能
歯なし / 植立歯: _____点 遊離歯: _____点

帰属集団 Ancestry

東アジア その他アジア ヨーロッパ オーストラロイド その他 _____ ?
シャベル切歯 有 無 エナメル突起 有 無 歯列弓 扁 橢 角 咬耗 強 弱
眉弓 平 凹 鼻棘 大 小 鼻根 平 凹 頬 大 小 頭幅 大 小 大腿骨扁平 有 無
歯科治療痕 他: _____

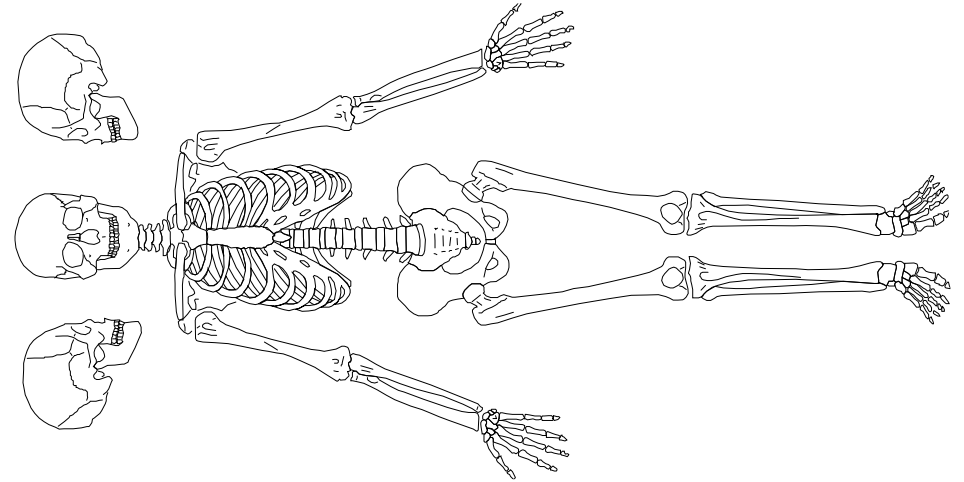
性別 Sex M M? 中間 F? F / ?

頭蓋 (項 乳突 眉間 頤眼窩上縁 頤 額)
寛骨 (大坐骨切痕 恥骨下枝 耳状面) 四肢骨形態 他: _____

年齢 Age Juvenile (<20) Adult Old Adult (50<) / ?

歯牙萌出 骨端癒合 恥骨結合 耳状面 縫合 退行性 椎間面
肋骨端 咬耗 他: _____

8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8



特徴的所見 Remarkable Characters

なし / 骨折痕 関節炎 外傷 歯周疾患 開頭 解体痕 骨膜炎
人為着色 自然着色 他: _____

遺留品 Personal effects

なし / ボタン 印鑑 硬貨 認識票 靴底 飯盒 ガスマスク
バックル 水筒 ハトメ金具 ガラス瓶 他: _____

最小個体数 MNI _____ 根拠: 重複 左右不一致 質感違 咬耗差

↳ 部位: _____

検体 DNA Sample なし / 植立歯 遊離歯 錐体

上腕骨 大腿骨 脛骨 他: _____

備考 Remarks _____

氏名判明見込遺骨・遺留品調書

派遣年月日	
派遣団名	
収集・発見・受領年月日	
発見場所	
発見者(受領者)	
遺骨	
整理番号	
遺骨の状態	
検体の有無	
遺留品	
品目	
数量	
特徴	
発見状況等	
遺骨・遺留品写真等	
備考	所有者が判明された場合には、本人あるいは遺族のもとへ返還されたい。

今後の遺骨収容・鑑定のプロセス

